

令和5年8月

お客様各位

三条信用金庫

登録番号:T4110005005483

当金庫のインボイス制度への対応について

平素は当金庫をご利用いただき誠に有難うございます。

さて令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されますが、既にご案内の通り、当金庫は適格請求書発行事業者として登録を受けておりますので、お客様からお支払頂いた各種手数料の消費税につきましては、当金庫が発行する適格請求書(インボイス)に基づいて仕入税額控除を受けることができます。

当金庫のインボイス発行はお取引形態により以下の通りとなりますので、ご案内致します。

1. 窓口でお支払い頂く各種手数料(代金取立手数料、手形・小切手発行手数料、両替手数料、融資関係手数料など)
→現在発行している手数料受領書、両替手数料依頼書をインボイスの要件を満たした書式に改訂します。
2. 複写の振込依頼書を用いて手続きされる振込手数料
→現在発行している振込金受取書をインボイスの要件を満たした書式に改訂します。
3. インターネットバンキング手数料、HB(ホームバンキング)振込手数料、夜間金庫月額手数料等の口座引き落とし手数料
→月間インボイスデータを作成し、発行致します。
4. 窓口受付の口座振替手数料
→インボイス要件を満たした振替結果表、もしくは上記1の手数料受領書を発行致します。
5. ATMおよび自動両替機でのお取引について
→ATMおよび自動機でのお取引につきましては、発生する手数料が原則3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当し、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。
そのためATMおよび自動両替機から出力される「ご利用明細」等についてはインボイス制度に対応する様式変更は行いませんのでご了承ください。

6. 本店貸金庫の利用手数料について

→法人、個人事業主のお客様宛に、インボイス要件を満たすための「お知らせ」を交付致します。「お知らせ」を引落口座の通帳等と保管していただくことで仕入税額控除が可能となります。

当金庫のインボイス対応についてご不明な点がございましたら、お取引店の窓口担当、営業担当にお問い合わせください。

以 上